

平成31・32年度一般競争及び指名競争入札参加者募集

黒川地区、塩釜地区の市町村及び地区内の一部事務組合では、広域的な連携の下、受付事務の簡素化・効率化を図るため、一般競争及び指名競争入札参加者の募集及び申請書の受付審査を統一して実施します。

1. 参加団体

- ①市 町 村 大衡村、富谷市、大和町、大郷町、塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
- ②一部事務組合 黒川地域行政事務組合、塩釜地区消防事務組合、宮城東部衛生処理組合

2. 申請方法

- ①申請方法 募集要項及び申請書類の電子データを各団体のホームページからダウンロードしてご利用ください。なお、作成にあたっては『申請にあたっての注意事項』及び『資格審査チェック表』により十分に確認の上、作成してください。
- ②申請様式等 申請様式等については共通の様式ですが、前回までの旧様式では受付できませんので、必ず各団体のホームページからダウンロードして作成してください。
- ③その他 ダウンロードによる入手ができない場合は、USBメモリをご持参の上、企画財政課の窓口にお越しください。共同受付の申請は配送受付のみで、受付会場に直接申請書類等を持参いただいた場合、即日審査・承認はできませんのでご留意願います。(単独受付の会場受付期間内は、各団体の会場に申請書類等を直接持参いただいてもかまいません。)

添付書類の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し可)は、審査基準日が平成29年9月以降のもの。

3. 審査会場及び受付日時

審査会場	受付期間
【共同受付配送先】大郷町役場	平成31年1月8日(火)～23日(水)
【単 独 受 付】大衡村役場	平成31年2月4日(月)～ 8日(金)

○配送受付期限 配送受付最終日の午後4時必着

○受付時間 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)

4. 共同(配送)受付に係る申請書類等の送付先

〒981-3592 大郷町粕川字西長崎5-8 大郷町役場3階会議室 企画財政課

5. 登録の有効期間

平成31年4月1日～平成33年3月31日(2年間)

※募集要項等は12月3日(月)に村ホームページ(<http://www.village.ohira.miyagi.jp/>)に掲載します。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

平成31・32年度村小規模工事等契約希望者募集

村では、村内業者の受注機会を拡大し、村経済の活性化を図ることを目的として、小規模な建設工事や修繕工事、除草作業等、入札等に参加できない事業者に発注する制度を設けています。

次の日程・方法で登録申請の受付を行います。ただし、登録されても指名及び契約を約束するものではありませんので、ご了承願います。

1. 対象者は、次の①～④の全てに該当する方です。

- ①村内に主たる事業所、又は住所を有する法人、又は個人事業主の方
- ②入札参加資格申請をしていない方
- ③村税に滞納がない方
- ④資格や免許を必要とする業種を希望する場合は、それらの資格を持っている方

2. 日 程 ○受付期間 平成31年1月21日(月)～2月1日(金) 月～金曜日(祝日を除く)

午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

○受付場所 企画財政課

3. 申請書類

- ①大衡村小規模工事等契約希望者登録申請書
 - ②村税の納税証明書(申請日から3カ月以内に発行されたもの、写し可)
 - ③申請する業種を履行するために必要な資格・免許を証明する書類の写し
- ※申請書用紙は、平成31年1月15日(火)より企画財政課で配付します。

◆問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

国民年金だより

手軽にできる国民年金の納め方

国民年金保険料は、納付書による納付のほか、口座振替やクレジットカードで納付することができます。口座振替やクレジットカード納付をご希望の方は、年金手帳など基礎年金番号のわかるもの、運転免許証などの本人確認書類、通帳、又はクレジットカード、印鑑(口座振替希望の場合は届出印)をご持参のうえ、お近くの年金事務所、又は役場年金担当窓口へ申し込みください。

申し込みをされてから口座振替やクレジットカード納付が開始されるまで、2カ月ほどかかります。口座振替やクレジットカード納付は、過去の未払い分についてはご利用いただけませんのでご了承ください。

□ 座 振 替	ご希望の口座から自動的に引き落とされます。当月末に振替する「早割」など、お得な割引もあります。
納 付 書 払 い	日本年金機構から送付された納付書により金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストアで納付することができます。 ※役場・年金事務所の窓口では納めることができません。
ク レ ジ ッ ト カ ー ド	お近くの年金事務所へ申し込みください。

※口座振替、クレジットカード納付の申込用紙は、日本年金機構のホームページからダウンロードすることができます。

付加年金で受け取る年金額が増やせます

国民年金第1号被保険者で、通常の保険料(平成30年度は16,340円)に月額400円の付加保険料を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。

納めていただく付加保険料 月額400円

支給される付加年金の年額 200円×付加保険料納付済月数

例) 付加保険料を60カ月納めた場合

納付した付加保険料 400円×60カ月分=24,000円(総額)

受け取る付加年金額 200円×60カ月分=12,000円(年額)

毎年12,000円上乗せされるので、2年以上老齢基礎年金を受け取ればお得になります。



※上記の付加年金額は、65歳から老齢基礎年金を受給した場合の年金額です。

- ・申し込みされた月からの加入になります。
- ・国民年金基金に加入中の人は付加年金に加入することができません。
- ・付加年金のみの加入はできません。通常の保険料の納付が加入の条件になります。
- ・付加保険料の納付をご希望の方は、基礎年金番号またはマイナンバー(個人番号)のわかるもの、運転免許証などの本人確認書類、印鑑を持参のうえ、年金事務所または住民生活課窓口へ申し込みください。



◆問い合わせ先 仙台北年金事務所(仙台市青葉区宮町4-3-21) ☎224-0891/住民生活課 ☎341-8512